

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第19号

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則

鳥取県立保育専門学院学則（昭和53年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（休業日）</p> <p>第5条 学院の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3） 夏季、冬季及び春季において、学年を通じ12週間を超えない範囲で<u>院長</u>（学院の長をいう。以下同じ。）が定める日</p> <p>（4） 前3号に定めるもののほか、<u>院長</u>が定める日</p> <p>2 <u>院長</u>は、教育上必要があると認めるときは、前項第1号から第3号までに掲げる休業日を変更することができる。</p> <p>（単位の算定方法）</p> <p>第6条の2 修業教科目の単位数は、次に掲げる基準により算定するものとする。</p> <p>（1） 授業の方法が講義及び演習であるものについては、15時間から30時間までの範囲内で<u>院長</u>が別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、別表第1の必修科目の項に掲げる修業教科目及び同表の選択必修科目の項の基礎技能に掲げる修業教科目の授業で個人指導による演習に該当するものについては、<u>院長</u>が別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。</p> <p>（2） 授業の方法が実習及び実技であるものについては、30時間から45時間までの範囲内で<u>院長</u>が別に定める時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>2 略</p> <p>（単位の修得）</p> <p>第7条 略</p>	<p>（休業日）</p> <p>第5条 学院の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3） 夏季、冬季及び春季において、学年を通じ12週間を超えない範囲で<u>知事</u>が定める日</p> <p>（4） 前3号に定めるもののほか、<u>知事</u>が定める日</p> <p>2 <u>知事</u>は、教育上必要があると認めるときは、前項第1号から第3号までに掲げる休業日を変更することができる。</p> <p>（単位の算定方法）</p> <p>第6条の2 修業教科目の単位数は、次に掲げる基準により算定するものとする。</p> <p>（1） 授業の方法が講義及び演習であるものについては、15時間から30時間までの範囲内で<u>知事</u>が別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、別表第1の必修科目の項に掲げる修業教科目及び同表の選択必修科目の項の基礎技能に掲げる修業教科目の授業で個人指導による演習に該当するものについては、<u>知事</u>が別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。</p> <p>（2） 授業の方法が実習及び実技であるものについては、30時間から45時間までの範囲内で<u>知事</u>が別に定める時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>2 略</p> <p>（単位の修得）</p> <p>第7条 略</p>

2 略

3 第1項の出席時間数は、出席すべき時間数の3分の2以上を満たさなければならない。ただし、院長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第7条の2 院長は、教育上有益と認めるときは、学生が学院に在学する間に他の指定保育士養成施設（児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設をいう。以下同じ。）において履修した教科目又は入学前に指定保育士養成施設で履修した教科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、学院の修業教科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 院長は、指定保育士養成施設以外の学校等（大学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは特別支援学校の専攻科、専修学校の専門課程又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条第1項に規定する要件を入学資格とする各種学校をいう。）で履修した教科目（別表第1の教養科目の項に掲げる修業教科目に相当する教科目に限る。）について修得した単位を、学院の修業教科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学志願手続)

第11条 学院への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、入学願書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて院長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(入学の許可)

第12条 略

2 入学の許可を受けようとする者は、入学許可願（様式第4号の2）を院長に提出しなければならない。

3 院長は、前項の入学許可願の提出があった場合において、支障がないと認めるときは、当該入学許可願を提出した者の入学を許可するものとする。

4 院長は、前項の規定により、入学許可願を提出した者の入学を許可したときは、入学許可書（様式第4号の3）をその者に交付するものとする。

(入学手続)

2 略

3 第1項の出席時間数は、出席すべき時間数の3分の2以上を満たさなければならない。ただし、知事が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第7条の2 知事は、教育上有益と認めるときは、学生が学院に在学する間に他の指定保育士養成施設（児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設をいう。以下同じ。）において履修した教科目又は入学前に指定保育士養成施設で履修した教科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、学院の修業教科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 知事は、指定保育士養成施設以外の学校等（大学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは直学校、養護学校若しくは養護学校の専攻科、専修学校の専門課程又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条第1項に規定する要件を入学資格とする各種学校をいう。）で履修した教科目（別表第1の教養科目の項に掲げる修業教科目に相当する教科目に限る。）について修得した単位を、学院の修業教科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学志願手続)

第11条 学院への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、入学願書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(入学の許可)

第12条 略

2 入学の許可を受けようとする者は、入学許可願（様式第4号の2）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の入学許可願の提出があった場合において、支障がないと認めるときは、当該入学許可願を提出した者の入学を許可するものとする。

4 知事は、前項の規定により、入学許可願を提出した者の入学を許可したときは、入学許可書（様式第4号の3）をその者に交付するものとする。

(入学手続)

第13条 入学を許可された者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を院長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 略

(誓約書の提出)

第14条 生徒は、保証人に変更があったときは、直ちに、誓約書(様式第6号)を院長に提出しなければならない。

(住所等の変更の届出)

第15条 生徒は、その住所若しくは氏名又は保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、直ちに、その旨を院長に届け出なければならない。

(休学及び退学)

第16条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願(様式第7号)又は退学願(様式第8号)を院長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可のうち、休学に係る許可の期間は、1年以内とする。ただし、院長は、特別の理由により必要があると認めるときは、1年以内に限りその期間を延長することができる。

3 院長は、第1項に休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

(復学)

第17条 休学中の生徒は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、復学願(様式第9号)を院長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 院長は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

(除籍)

第18条 院長は、生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、除籍をすることができる。

(1)~(5) 略

(授業料の納付)

第18条の2 毎月分の授業料は、その月の末日までに

第13条 入学を許可された者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 略

(誓約書の提出)

第14条 生徒は、保証人に変更があったときは、直ちに、誓約書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(住所等の変更の届出)

第15条 生徒は、その住所若しくは氏名又は保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

(休学及び退学)

第16条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願(様式第7号)又は退学願(様式第8号)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可のうち、休学に係る許可の期間は、1年以内とする。ただし、知事は、特別の理由により必要があると認めるときは、1年以内に限りその期間を延長することができる。

3 知事は、第1項に休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

(復学)

第17条 休学中の生徒は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、復学願(様式第9号)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

(除籍)

第18条 知事は、生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、除籍をすることができる。

(1)~(5) 略

(授業料の納付)

第18条の2 授業料は、毎月10日までに納付しなけれ

<p>納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(授業料等の減免)</p> <p>第18条の5 略</p> <p>2 授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書(様式第9号の2)にその理由を証明する書類を添えて<u>院長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(表彰)</p> <p>第19条 <u>院長</u>は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の生徒の模範となると認められる生徒があるときは、これを表彰することができる。</p> <p>(懲戒)</p> <p>第20条 <u>院長</u>は、教育上必要があると認めるときは、その事情により、生徒に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する生徒に限り行うことができる。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(健康診断の実施)</p> <p>第21条 <u>院長</u>は、生徒に対し、年1回以上健康診断を行わなければならない。</p> <p>(寄宿舎の設置等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 寄宿舎に入舎しようとする者は、入舎願(様式第10号)を<u>院長</u>に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>なければならない。<u>ただし、4月分の授業料については4月20日、8月分の授業料については9月10日までに納付しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(授業料等の減免)</p> <p>第18条の5 略</p> <p>2 授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書(様式第9号の2)にその理由を証明する書類を添えて<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>(表彰)</p> <p>第19条 <u>知事</u>は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の生徒の模範となると認められる生徒があるときは、これを表彰することができる。</p> <p>(懲戒)</p> <p>第20条 <u>知事</u>は、教育上必要があると認めるときは、その事情により、生徒に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号の<u>一に</u>該当する生徒に限り行うことができる。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>第21条 <u>知事</u>は、生徒に対し、年1回以上健康診断を行わなければならない。</p> <p>第22条 略</p> <p>2 寄宿舎に入舎しようとする者は、入舎願(様式第10号)を<u>知事</u>に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>3 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の鳥取県立保育専門学院学則第7条の2第2項に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科で履修した教科目は、改正後の鳥取県立保育専門学院学則第7条の2第2項に規定する特別支援学校の専攻科で履修した教科目とみなして同項の規定を適用する。